

## 市町村職員の給与・定員の状況<平成29年4月1日時点>

公務員の給与は、民間給与実態調査の結果に基づく人事院勧告・人事委員会勧告を尊重して決定されます。人事委員会がない市町村においては、給与制度は公務としての近似性、類似性を重視して国の制度を基本とし、給与の水準は県人事委員会における公民給与の調査結果等も参考に、地域の民間給与を反映させた適切な対応を行うこととされています。この趣旨に沿わないものについては、その適正化を図るための必要な措置が求められています。また、平成28年4月1日からは、等級別基準職務表を条例化し、市町村において等級別の職員数の公表が義務づけられ、その給与制度・運用について住民への一層の説明責任が求められています。平成29年4月1日における県内市町村の給与制度について、主なものは下記の表の通りです。

### 給料

※団体数の後の括弧内は前年比

ラスパイレス指数		市町村	市	町村
	県内平均(A)	100.6(Δ0.1)	100.7(Δ0.3)	98.0(+0.5)
	全国平均(B)	99.2(Δ0.1)	99.1(±0)	96.4(+0.1)
※括弧内は前年比	差(A-B)	+1.4(±0)	+1.6(Δ0.3)	+1.6(+0.4)

### 給料表

給料表の構造: 独自給料表の団体

1団体(±0)

給料表の水準: 最高給料月額が県を上回る団体

2団体(Δ1 豊後大野市)

8級制の市 ※全国で約5割、九州で約7割の市が7級制を採用

6団体(Δ2 日田市、由布市)

7級制の町村 ※全国、九州で約7割の町村が6級制を採用

3団体(±0)

### 「わたり」

「わたり」がある団体

0団体(Δ1 由布市)

※H28.10.1に由布市が解消し、全団体でわたりが解消された。

### 高齢層職員の昇給抑制

55歳昇給停止の未実施団体

8団体(Δ1 杵築市)

昇格時の給与水準の上昇抑制未実施団体

2団体(Δ1 別府市)

※津久見市は平成29年12月に条例を改正し、H30.1昇給から55歳昇給停止を導入予定

### 級別職員構成

6級(県課長級)以上の構成比が特に高い(20%以上)団体 2団体  
(参考値 国:16.3%、大分県11.7%)

(Δ2 由布市、国東市)

### 諸手当

※団体数、未廃止率の後の括弧内は前年比

#### 扶養手当

全ての区分において国・県の支給水準を上回る団体

2団体

#### 自宅に係る住居手当

H29.4.1の状況

団体数

未廃止団体数

未廃止率

全国

1,788団体

238団体(Δ22)

13.3%(Δ1.2%)

県内市町村

18団体

16団体(±0)

88.9%(±0)

国・全都道府県で廃止され、全国市町村でも廃止が進む中、自宅に係る住居手当を残している団体は16団体で、H28.4.1時点と変化なし。

※津久見市は平成29年12月に条例を改正し、H30.4.1以降廃止予定

#### 期末・勤勉手当

役職段階別加算の支給率が国、県を上回っている団体

H27.12期 10団体

H28.12期 11団体(+1)

役職段階別加算の支給率が国、県を上回っている団体

H28.6期 11団体

H29.6期 11団体(±0)

管理職加算を国や県より下位の職務に支給している団体

H28.6期 1団体

H29.6期 1団体(±0)

平成29年度

市町村職員の給与・定員・勤務条件等の状況

平成29年12月

大分県総務部市町村振興課

# 目次

1	市町村職員の給与の状況	
(1)	ラスパイレス指数の状況	1
(2)	平均年齢・平均給料月額（一般行政職）	5
(3)	給料表の状況	6
(4)	「わたり」の状況	7
(5)	昇給・昇格制度の見直しの状況	8
(6)	市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）	9
(7)	扶養手当の状況	10
(8)	住居手当の状況	14
(9)	期末・勤勉手当の状況	15
2	市町村職員の定員状況	17
3	市町村職員の勤務条件の状況	20
	（参考）地方公務員の給与等に関する諸原則	22

## 1(1) ラスパイレス指数の状況

### ① 県内市町村の団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）

（概要）

・ 県内市町村の給料水準は、ラスパイレス指数（H29.4.1時点）で見ると、市平均100.7ポイント（全国市平均99.1ポイント）、町村平均98.0ポイント（全国町村平均96.4ポイント）となっています。

※ラスパイレス指数は、「給料」について算出したもの。

区 分	H16	H28	H29	増減	
				16→29	28→29
県内 市平均	100.2	101.0	100.7	0.5	△ 0.3
全国 市平均	98.2	99.1	99.1	0.9	0.0
県内 町村平均	97.8	97.5	98.0	0.2	0.5
全国 町村平均	93.7	96.3	96.4	2.7	0.1
県内市町村平均	99.2	100.7	100.6	1.4	△ 0.1
全地方公共団体 平均	97.9	99.3	99.2	1.3	△ 0.1

（※職員数による加重平均）

#### ※ラスパイレス指数とは

毎年4月1日における地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額とを学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

#### ※「給料」と「給与」の違い

「給与」は職員に対しその勤務に対する対価として支払われる全てのものを指し、「給料」は「給与」から各種手当を除いた基本給を指す。

### ② 県内市町村のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）

（概要）

ラスパイレス指数が100以上の団体は、平成29年4月1日時点で13団体となっています。

区 分	H16	H28	H29	増減	
				16→29	28→29
100以上	13	16	13	0	△ 3
95以上 100未満	41	1	4	△ 37	3
95未満	4	1	1	△ 3	0
県内市町村数	58	18	18		

③団体別ラスパイレス指数

平成29年4月1日時点で給料削減措置を実施している団体は8団体です。

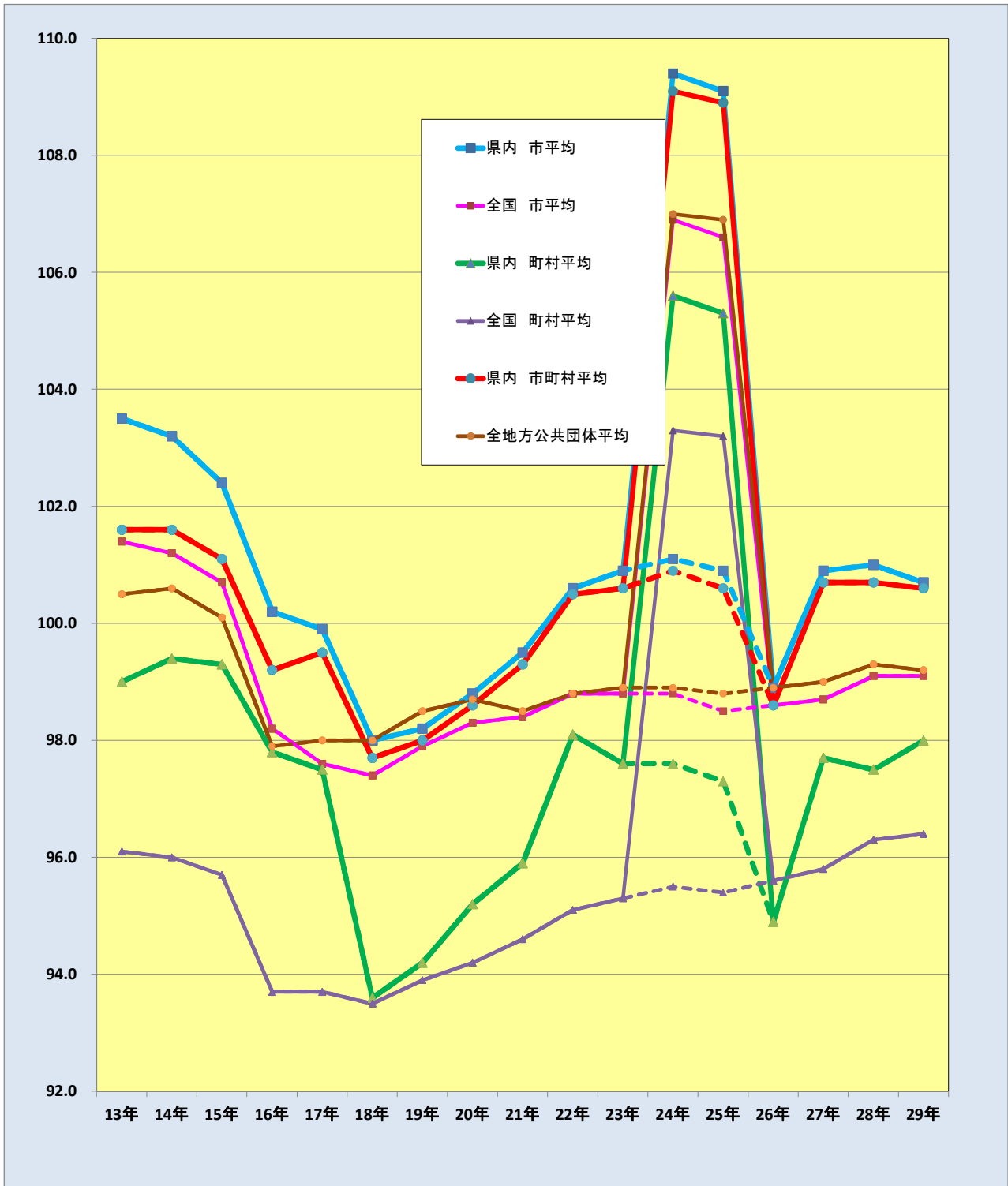
市町村名	29年	全国順位	28年	全国順位	前年比	給料削減措置の状況	
						削減率	実施期間
大分市	100.2	235	100.1	275	0.1	4~9級 4% 2級 1%	H29.4~H30.3
別府市	100.9	143	100.9	157	0.0	-	-
中津市	102.0	42	102.0	53	0.0	-	-
日田市	100.9	143	101.2	121	▲0.3	-	-
佐伯市	100.9	143	101.0	143	▲0.1	-	-
臼杵市	100.6	184	100.6	193	0.0	-	-
津久見市	100.3	222	100.3	241	0.0	-	-
竹田市	99.7	321	100.5	206	▲0.8	7級 6% 3級 2.7%	H29.4~H30.3
豊後高田市	100.0	261	99.7	340	0.3	-	-
杵築市	100.7	175	100.9	157	▲0.2	6級(課長級以上)~7級 4% 6級 1.3% 3級 0.3%	H29.4~H30.3
宇佐市	101.2	109	102.0	53	▲0.8	7~8級 6% 1~2級 2%	H29.4~H32.3
豊後大野市	100.5	197	101.0	143	▲0.5	-	-
由布市	99.8	307	102.2	38	▲2.4	一律2%	H29.4~H29.9
国東市	101.1	123	101.2	121	▲0.1	7級 5% 5級 2%	H29.4~H30.3
市平均	100.7		101.0		▲0.3		
(全国市)	99.1		99.1		0.0		
姫島村	79.2	1720	76.3	1721	2.9	-	-
日出町	99.8	307	100.1	275	▲0.3	4~7級 3.5% 1~3級 1.5%	H29.4~H30.3
九重町	99.5	364	100.8	175	▲1.3	7級 5% 4級 2%	H29.4~H30.3
玖珠町	101.6	71	101.4	97	0.2	-	-
町村平均	98.0		97.5		0.5		
(全国町村)	96.4		96.3		0.1		
市町村平均	100.6		100.7		▲0.1		
全地方公共団体平均	99.2		99.3		▲0.1		
大分県	99.7	29	99.7	29	0.0	-	-

※全国順位は指定都市を除く市区町村(1721団体)の順位である。

## 大分県内市町村のラスパイレス指数の推移

市町村名	旧市町村名	16年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	(参考値)	25年	(参考値)	26年	27年	28年	29年
大分市	大分市	100.9	100.5	100.7	101.9	102.9	101.7	110.5	102.1	110.3	101.9	100.9	100.6	100.1	100.2
	野津原町	101.3													
	佐賀関町	97.8													
別府市		98.0	100.6	99.5	99.1	99.9	100.3	109.7	101.4	109.1	100.8	98.4	100.7	100.9	100.9
中津市	中津市	99.3	97.6	98.6	99.3	99.7	98.9	108.9	100.6	109.4	101.0	98.6	101.6	102.0	102.0
	三光村	97.3													
	本耶馬溪町	96.9													
	耶馬溪町	97.6													
	山国町	99.2													
日田市	日田市	100.8	96.4	99.5	98.8	101.9	101.8	110.7	102.3	110.5	102.1	98.7	101.0	101.2	100.9
	前津江村	92.8													
	中津江村	89.6													
	上津江村	88.8													
	大山町	96.8													
	天瀬町	97.7													
佐伯市	佐伯市	101.1	97.7	98.3	98.8	99.4	99.6	107.7	99.5	107.9	99.7	95.7	101.1	101.0	100.9
	上浦町	98.1													
	弥生町	96.8													
	本匠村	99.7													
	宇目町	97.6													
	直川村	97.0													
	鶴見町	99.9													
	米水津村	96.9													
	蒲江町	100.9													
臼杵市	臼杵市	101.8	98.3	98.8	100.9	98.9	100.6	108.9	100.6	108.5	100.3	96.6	100.0	100.6	100.6
	野津町	96.8													
津久見市		99.8	97.0	97.5	96.6	99.2	99.8	108.3	100.0	108.6	100.2	100.3	100.5	100.3	100.3
竹田市	竹田市	99.6	95.8	97.3	97.5	98.7	100.4	108.5	100.2	108.7	100.4	98.4	99.3	100.5	99.7
	荻町	100.0													
	久住町	97.0													
	直入町	95.9													
豊後高田市	豊後高田市	98.7	95.1	96.1	97.7	98.7	99.0	107.7	99.6	107.0	98.8	99.1	99.7	99.7	100.0
	真玉町	98.1													
	香々地町	97.1													
杵築市	杵築市	99.0	96.6	97.1	98.0	101.5	101.3	109.2	101.0	110.0	101.7	98.8	101.6	100.9	100.7
	大田村	99.8													
	山香町	96.8													
宇佐市	宇佐市	100.5	99.4	98.3	98.9	99.7	100.8	108.4	100.2	108.1	99.9	99.1	101.2	102.0	101.2
	院内町	99.5													
	安心院町	97.7													
豊後大野市	三重町	99.6	95.9	97.3	98.7	99.6	100.8	109.6	101.2	108.4	100.1	98.5	101.1	101.0	100.5
	清川村	100.2													
	緒方町	96.0													
	朝地町	97.3													
	大野町	98.6													
	千歳村	97.6													
	犬飼町	98.7													
由布市	挾間町	98.9	96.9	98.8	99.6	99.7	101.7	109.9	101.6	110.0	101.6	100.7	101.1	102.2	99.8
	庄内町	98.0													
	湯布院町	99.7													
国東市	国見町	95.1	96.7	97.1	98.3	98.9	102.2	109.5	101.2	109.1	100.8	98.4	102.6	101.2	101.1
	国東町	99.5													
	武蔵町	96.6													
	安岐町	101.1													
姫島村		73.5	70.6	71.6	73.7	71.4	72.9	78.9	72.9	78.6	72.5	74.9	75.7	76.3	79.2
日出町		101.4	98.4	99.3	100.7	100.9	101.1	110.0	101.6	109.1	100.8	98.2	100.8	100.1	99.8
九重町		102.0	95.8	100.2	99.8	101.3	102.7	108.0	99.8	108.2	100.0	98.7	99.4	100.8	99.5
玖珠町		100.1	98.7	98.8	97.4	102.3	99.8	108.8	100.5	108.9	100.6	97.7	102.0	101.4	101.6
県内市平均		100.2	98.2	98.8	99.5	100.6	100.9	109.4	101.1	109.1	100.9	98.9	100.9	101.0	100.7
全国市平均		98.2	97.9	98.3	98.4	98.8	98.8	106.9	98.8	106.6	98.5	98.6	98.7	99.1	99.1
県内町村平均		97.8	94.2	95.2	95.9	98.1	97.6	105.6	97.6	105.3	97.3	94.9	97.7	97.5	98.0
全国町村平均		93.7	93.9	94.2	94.6	95.1	95.3	103.3	95.5	103.2	95.4	95.6	95.8	96.3	96.4
県内市町村平均		99.2	98.0	98.6	99.3	100.5	100.6	109.1	100.9	108.9	100.6	98.6	100.7	100.7	100.6
全地方公共団体平均		97.9	98.5	98.7	98.5	98.8	98.9	107.0	98.9	106.9	98.8	98.9	99.0	99.3	99.2

## 大分県内市町村のラスパイレス指数の推移



※平成16～17年度の市町村合併により、「市職員」「町村職員」の構成が大きく変動している。

※平成24～25年度の点線は、参考値（国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置がないとした場合の値）である。

※平成26年度のラスパイレス指数の低下は、国家公務員の給与特例減額措置が平成25年7月～平成26年3月であったのに対し、県内市町村の多くは平成25年8月以降に実施し、平成26年4～5月に終了したことによるものである。

1(2) 平均年齢・平均給料月額状況（一般行政職）

一般行政職の平均年齢は42.5歳となっており、昨年と比べ若干低く（▲0.1歳）なっています。また、平均給料月額は328,800円となっており、昨年と比べ低く（▲1,700円）なっています。

市町村名	H29		H28	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
大分市	40.9	317,700	41.2	318,300
別府市	43.3	333,100	43.0	331,000
中津市	41.9	321,800	41.9	322,900
日田市	43.8	337,700	43.2	336,400
佐伯市	43.8	339,900	44.2	343,900
臼杵市	41.4	329,100	41.8	332,100
津久見市	44.7	345,400	44.9	349,800
竹田市	46.0	351,000	46.8	357,600
豊後高田市	43.2	335,200	42.8	332,800
杵築市	42.9	334,900	43.0	336,500
宇佐市	42.8	334,100	42.9	339,000
豊後大野市	45.7	355,500	45.6	356,800
由布市	40.6	313,000	41.0	322,500
国東市	43.4	336,300	43.7	341,300
市平均	42.6	330,200	42.7	332,100
姫島村	40.6	247,800	40.6	238,400
日出町	42.8	324,700	43.0	326,600
九重町	38.8	296,500	38.8	298,900
玖珠町	41.6	330,300	40.9	326,700
町村平均	41.2	310,400	41.1	309,000
市町村平均	42.5	328,800	42.6	330,500
全地方公共団体平均	42.3	319,492	42.3	321,689
大分県	43.0	328,703	43.0	329,937



### 1(3) 給料表の状況（一般行政職給料表における最高号給月額）

市町村職員の給料表は、職務の複雑、困難及び責任の度に応じた「級」と職務経験年数による職務の習熟を反映する「号給」により条例で定められています。

表の設定にあたっては、公務としての近似性・類似性を重視して国の制度を基本とし、水準は地域の民間給与をより重視すべきであるが、仮に民間給与が高い地域であっても、それぞれの地域における国家公務員の水準を目安とすることとされています。

また、人事委員会を設置していない市町村においては、県の人事委員会の機能が十分に発揮され又は強化されることにより、これを参考にして整備することで、間接的に地域民間給与の反映を行うよう検討すべきとされています（参考：「地方公務員の給与のあり方に関する研究会報告書」）。

#### ① 国に準拠した給料表を使用している団体

（単位：円）

（太枠部分は、県の最高号給を上回るもの）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
別府市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	
中津市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	
日田市	246,600	303,400	349,200	383,400	395,200	409,400	444,100	H29.4より8級廃止	
佐伯市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	
臼杵市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	
津久見市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100		
竹田市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	※467,800	
豊後高田市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100		
杵築市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100		
宇佐市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	
豊後大野市	246,600	303,400	349,200	380,200	393,200	409,400	444,100		
由布市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	H28.4より8級廃止	
国東市	246,600	303,400	349,200	380,200	392,200	412,200	444,100		
姫島村	246,600	303,400	349,200	380,200					
日出町	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100		
九重町	246,600	303,400	349,200	380,200	392,200	409,400	444,100		
玖珠町	246,600	303,400	349,200	380,200	392,200	409,400	444,100		
大分県	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	526,700

※竹田市に8級の在職者はいない。

#### ② 独自給料表を使用している団体（一部の級で号給数、給料月額が異なっている）

（単位：円）

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
大分市	246,600	303,400	349,200	383,400	393,200	409,400	444,100	467,800	526,700

#### 1(4) 「わたり」の状況

地方公務員法第24条第1項では、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ」と規定されています（「職務給の原則」）。

地方公務員給与の「わたり」とは、該当基準の①又は②のいずれかにより給与を支給することをいい、「職務給の原則」の観点から問題があります。

区分	団体数 (割合)	人数	市町村名（県内市町村）	対前年比	
				(団体)	(人)
県内 市町村	0 (0.0%)	0	—	▲1 (由布市)	▲9
全団体	12 (0.7%)	1,845	—	▲4	▲482

(全団体：都道府県、指定都市、全国市区町村)

#### ※「わたり」該当基準

- ① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと（形式わたり）
- ② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること（実質わたり）
  - ②の具体の該当基準については、少なくとも、次のⅠからⅣのいずれかに該当する場合には、原則として「わたり」に該当。
    - Ⅰ 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合
 

例) 主査（3～5級）が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合
    - Ⅱ 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合
    - Ⅲ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合
 

例) 国の係員に相当する職を3級以上に格付け  
 国の主任に相当する職を4級以上に格付け  
 国の係長に相当する職を5級以上に格付け  
 国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け
    - Ⅳ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額の高水準が、国家公務員の俸給月額の高水準を相当程度超えている場合

## 1(5) 昇給・昇格制度の見直しの状況

50歳台後半層の給与水準の上昇を抑制するため、昇給・昇格制度の見直しを実施している団体の状況を記載しています。

市町村名	①55歳昇給停止 (標準の成績)	実施年月日	②昇格時号給対 応表の改正	実施年月日
大分市	○	H28. 1. 1~	○	H28. 1. 1~
別府市	未実施		○	H29. 4. 1~
中津市	未実施		未改正	
日田市	未実施 (56歳昇給停止)		○	H25. 4. 1~
佐伯市	未実施		○	H25. 4. 1~
臼杵市	○	H27. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
津久見市	○※2	H30. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
竹田市	未実施		未改正	
豊後高田市	未実施		○	H25. 4. 1~
杵築市	○	H30. 1. 1~	○	H25. 6. 26~
宇佐市	○	H28. 1. 1~	○	H27. 4. 1~
豊後大野市	○	H28. 4. 1~	○	H26. 1. 1~
由布市	○	H28. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
国東市	○	H27. 4. 1~	○	H25. 4. 1~
姫島村	○	H26. 1. 1~	※1	
日出町	未実施		○	H27. 4. 1~
九重町	○	H26. 1. 1~	○	H25. 4. 1~
玖珠町	○	H27. 4. 1~	○	H25. 3. 1~
大分県	○	H26. 1. 1~	○	H25. 1. 1~
国	○	H26. 1. 1~	○	H25. 1. 1~

昇格時号給対応表の改正（昇格に伴う給料月額の上昇を抑制）

（例） 5級85号給（390,200円）から6級へ昇格した場合

未改正：6級65号給（404,200円 +14,000円）

改正後：6級51号給（399,800円 +9,600円）

※1従来から本改正を上回る給料月額の上昇抑制を実施

※2津久見市は平成29年12月22日付けで条例改正

1(6) 市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）

県内市町村の級別の職員構成は下記のとおりです。  
職務給の原則から、上位級の比率が過大にならないように計画的に管理していくことが求められます。

① 国に準拠した給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上	6級以上
		(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)
別府市	472	15	50	74	176	87	35	25	10	—	—	157	70
		3.2	10.6	15.7	37.3	18.4	7.4	5.3	2.1	—	—	33.3	14.8
中津市	531	45	79	90	97	141	19	48	12	—	—	220	79
		8.5	14.9	16.9	18.3	26.6	3.6	9.0	2.3	—	—	41.4	14.9
日田市	491	29	48	53	177	118	57	9	—	—	—	184	66
		5.9	9.8	10.8	36.0	24.0	11.6	1.8	—	—	—	37.5	13.4
佐伯市	602	46	29	65	239	139	53	27	4	—	—	223	84
		7.6	4.8	10.8	39.7	23.1	8.8	4.5	0.7	—	—	37.0	14.0
臼杵市	279	26	16	35	91	64	26	18	3	—	—	111	47
		9.3	5.7	12.5	32.6	22.9	9.3	6.5	1.1	—	—	39.8	16.8
津久見市	152	10	11	7	57	45	17	5	—	—	—	67	22
		6.6	7.2	4.6	37.5	29.6	11.2	3.3	—	—	—	44.1	14.5
竹田市	208	5	9	24	82	42	15	31	0	—	—	88	46
		2.4	4.3	11.5	39.4	20.2	7.2	14.9	0.0	—	—	42.3	22.1
豊後高田市	215	6	19	32	68	55	15	20	—	—	—	90	35
		2.8	8.8	14.9	31.6	25.6	7.0	9.3	—	—	—	41.9	16.3
杵築市	264	11	21	27	118	38	30	19	—	—	—	87	49
		4.2	8.0	10.2	44.7	14.4	11.4	7.2	—	—	—	33.0	18.6
宇佐市	437	37	42	42	107	136	38	29	6	—	—	209	73
		8.5	9.6	9.6	24.5	31.1	8.7	6.6	1.4	—	—	47.8	16.7
豊後大野市	284	7	8	18	98	87	50	16	—	—	—	153	66
		2.5	2.8	6.3	34.5	30.6	17.6	5.6	—	—	—	53.9	23.2
由布市	251	36	36	22	69	39	21	28	—	—	—	88	49
		14.3	14.3	8.8	27.5	15.5	8.4	11.2	—	—	—	35.1	19.5
国東市	277	24	21	17	74	87	14	40	—	—	—	141	54
		8.7	7.6	6.1	26.7	31.4	5.1	14.4	—	—	—	50.9	19.5
姫島村	57	30	7	3	17	—	—	—	—	—	—	0	0
		52.6	12.3	5.3	29.8	—	—	—	—	—	—	0.0	0.0
日出町	156	16	11	27	55	24	15	8	—	—	—	47	23
		10.3	7.1	17.3	35.3	15.4	9.6	5.1	—	—	—	30.1	14.7
九重町	106	13	10	27	22	21	7	6	—	—	—	34	13
		12.3	9.4	25.5	20.8	19.8	6.6	5.7	—	—	—	32.1	12.3
玖珠町	144	12	8	14	55	30	13	12	—	—	—	55	25
		8.3	5.6	9.7	38.2	20.8	9.0	8.3	—	—	—	38.2	17.4
大分県	3,908	322	476	579	1,183	889	130	247	63	19	—	1,348	459
		8.2	12.2	14.8	30.3	22.7	3.3	6.3	1.6	0.5	—	34.5	11.7
国	140,319	12,177	12,227	37,291	36,199	19,512	15,561	3,666	2,155	1,281	250	42,425	22,913
		8.7	8.7	26.6	25.8	13.9	11.1	2.6	1.5	0.9	0.2	30.2	16.3

※竹田市は8級制だが、8級に職員がいない。

② 独自給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	5級以上	6級以上
		(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)	(人) (%)
大分市	1,713	75	311	227	522	337	107	70	37	27	—	578	241
		4.4	18.2	13.3	30.5	19.7	6.2	4.1	2.2	1.6	—	33.7	14.1

1(7) 扶養手当の状況（平成29年4月1日現在）

扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給される手当です。

①配偶者、②子、③父母等、④職員に配偶者がいない場合、⑤特定期間加算（満15歳～満22歳にある子に対する②への加算）の月額を記載しています。

※民間企業及び公務における配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、平成29年4月1日より段階的に見直しを実施。

市町村名	①配偶者		②子
	7級相当以下	8級相当以上	
大分市	13,000円	10,000円	8,000円
別府市	12,500円	10,000円	8,000円
中津市	12,500円	10,000円	8,000円
日田市	12,500円	-	9,000円
佐伯市	12,000円	10,000円	8,500円
臼杵市	10,500円	10,000円	10,000円
津久見市	12,500円	-	7,500円
竹田市	13,500円	-	10,000円
豊後高田市	13,500円	-	10,000円
杵築市	12,000円	-	10,000円
宇佐市	13,500円	13,500円	10,000円
豊後大野市	11,000円	-	9,000円
由布市	12,500円	-	10,000円
国東市	12,000円	-	10,000円
姫島村	10,000円	-	8,000円
日出町	12,500円	-	8,000円
九重町	11,000円	-	8,300円
玖珠町	10,000円	-	9,000円
大分県	12,500円	10,000円	7,500円
国	10,000円	10,000円	8,000円

※網掛けは国・県よりも高いことを示す

※扶養手当については、12月議会での条例改正後の額を記載している。

1(7) 扶養手当の状況（平成29年4月1日現在）

市町村名	③父母等		④1人（配偶者なし）		⑤特定期間加算
	7級相当以下	8級相当以上	子	父母等	
大分市	7,000円	6,500円	11,000円	9,500円(7級以下) 9,000円(8级以上)	5,600円
別府市	7,000円	7,000円	10,500円	9,500円	5,500円
中津市	6,500円	6,500円	10,000円	9,000円	5,000円
日田市	7,000円	-	11,500円	10,000円	5,500円
佐伯市	6,500円	6,500円	10,000円	9,000円	6,000円
臼杵市	6,500円	6,500円	15,000円	11,500円	5,500円
津久見市	6,500円	-	10,000円	9,000円	5,000円
竹田市	7,000円	-	10,500円	9,500円	5,500円
豊後高田市	6,500円	-	11,000円	11,000円	6,000円
杵築市	7,000円	-	11,000円	10,000円	5,500円
宇佐市	7,000円	7,000円	11,500円	11,500円	5,500円
豊後大野市	7,000円	-	11,000円	9,500円	6,000円
由布市	7,000円	-	11,000円	11,000円	5,500円
国東市	7,000円	-	11,000円	10,000円	5,500円
姫島村	6,500円	-	10,000円	9,000円	5,000円
日出町	6,500円	-	10,000円	9,000円	5,000円
九重町	6,500円	-	10,000円	9,000円	5,000円
玖珠町	6,500円	-	11,000円	9,000円	5,000円
大分県	6,500円	6,500円	10,000円	9,000円	5,000円
国	6,500円	6,500円	10,000円	9,000円	5,000円

※網掛けは国・県よりも高いことを示す

※扶養手当については、12月議会での条例改正後の額を記載している。

1(7) 扶養手当の状況（段階的見直し完成後）

市町村名	段階的見直し 完成年度	①配偶者		②子
		7級相当以下	8級相当以上	
大分市	平成32年度	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	11,000円
別府市	平成33年度	6,500円	3,500円	10,000円
中津市	平成32年度	6,500円	3,500円	10,000円
日田市	平成31年度	6,500円	-	10,000円
佐伯市	平成32年度	6,500円	3,500円	10,000円
臼杵市	平成31年度	6,500円	3,500円	10,000円
津久見市	平成32年度	6,500円	-	10,000円
竹田市	平成32年度	6,500円	-	10,000円
豊後高田市	平成33年度	6,500円	-	10,000円
杵築市	平成32年度	6,500円	-	10,000円
宇佐市	平成34年度	7,000円	3,500円	10,000円
豊後大野市	平成30年度	7,000円	-	11,000円
由布市	平成33年度	6,500円	-	10,000円
国東市	平成32年度	6,500円	-	10,000円
姫島村	平成30年度	6,500円	-	10,000円
日出町	平成32年度	6,500円	-	10,000円
九重町	平成30年度	6,500円	-	10,000円
玖珠町	平成30年度	6,500円	-	11,000円
大分県	平成32年度	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	10,000円
国	平成32年度	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	10,000円

※網掛けは国・県よりも高いことを示す

※扶養手当については、12月議会での条例改正後の額を記載している。

1(7) 扶養手当の状況（段階的見直し完成後）

市町村名	③父母等		④特定期間加算
	7級相当以下	8級相当以上	
大分市	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	5,600円
別府市	6,500円	3,500円	5,000円
中津市	6,500円	3,500円	5,000円
日田市	6,500円	-	5,500円
佐伯市	6,500円	3,500円	6,000円
臼杵市	6,500円	3,500円	5,500円
津久見市	6,500円	-	5,000円
竹田市	6,500円	-	5,000円
豊後高田市	6,500円	-	6,000円
杵築市	6,500円	-	5,000円
宇佐市	7,000円	3,500円	5,500円
豊後大野市	7,000円	-	6,000円
由布市	6,500円	-	5,500円
国東市	6,500円	-	5,500円
姫島村	6,500円	-	5,000円
日出町	6,500円	-	5,000円
九重町	6,500円	-	5,000円
玖珠町	6,500円	-	5,000円
大分県	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	5,000円
国	6,500円	3,500円 ※9級以上は支給無し	5,000円

※網掛けは国・県よりも高いことを示す

※扶養手当については、12月議会での条例改正後の額を記載している。



1(8) 住居手当の状況（前年度と変更なし）

①は、住宅を借り受け、一定額を超える家賃又は間代を払っている職員に支給する手当額の上限額を、②は、所有する住宅に居住する世帯主である職員に支給する手当額の月額を記載しています。

②については、国、全都道府県及び全国市区町村の86.7%が制度を廃止しています。

市町村名	①借家・借間 (上限額)	②自宅	備考
大分市	28,500円	H26. 4. 1廃止	廃止前 8,500円(9年以上6,000円) (経過措置) H26 7,500円(9年以上5,500円) H27 6,500円(9年以上5,000円) H28 5,500円(9年以上4,500円) H29 4,500円(9年以上4,000円) H30 3,500円
別府市	27,000円	5,300円(6年以上 3,600円)	
中津市	27,000円	4,500円(2年以上 3,000円)	
日田市	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
佐伯市	27,000円	4,500円(7年以上 2,500円)	
臼杵市	27,000円	6,000円(9年以上 4,000円)	H27. 4. 1～支給対象者を臼杵市内在住者のみに改正(経過措置H28終了)
津久見市	27,000円	2,500円(6年以上 0円)	②H30. 4～廃止予定※ (経過措置あり) H30. 3. 31において支給要件を満たしている職員については4. 1以降も2,500円(6年以上0円)支給
竹田市	27,000円	2,500円	
豊後高田市	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
杵築市	27,000円	4,500円(6年以上 3,000円)	
宇佐市	27,000円	5,500円(7年以上 3,500円)	
豊後大野市	27,000円	3,400円	H29. 4. 1～ 支給対象者を豊後大野市内在住者のみに改正
由布市	27,000円	5,500円(7年以上 2,500円)	
国東市	27,000円	4,500円(6年以上 3,000円)	
姫島村	27,000円	制度なし	
日出町	27,000円	4,500円(7年以上 3,000円)	
九重町	27,000円	2,500円	
玖珠町	27,000円	3,500円(6年以上 2,000円)	
大分県	27,000円	H25. 4. 1廃止	
国	27,000円	H21. 12. 1廃止	

※津久見市は平成29年12月22日付けで条例改正

1(9) 期末・勤勉手当の状況

期末・勤勉手当は、民間における賞与等の特別給との均衡上支給される給与です。

- ①支給月数、②役職段階別加算（職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮した加算）、  
③管理職加算（管理又は監督の地位にある職員に対する加算）について記載しています。

市町村名	支給月数 (年間)	役職段階別加算 (H28. 12期)					管理職加算 (H28. 12期)
		1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	4.30	0%	5%	10～17%	17～18%	19%	9級 10% 8級 6% 6・7級 5% 5級 4% 4級 3%
別府市	4.30	0%	5%	10～13%	15%	15%	
中津市	4.30	0%	5%	10%	10～15%	15%	
日田市	4.30	0%	5%	10～15%	15%	15%	
佐伯市	4.30	0%	5%	10～13%	15%	15%	
臼杵市	4.30	0%	5%	10%	15%	15%	
津久見市	4.30	0%	5%	10%	15%		
竹田市	4.30	0%	5%	10～13%	15%		
豊後高田市	4.30	0%	5%	10%	15%		
杵築市	4.30	0%	5%	10～13%	15%		
宇佐市	4.30	0%	5%	13～15%	15%	15%	
豊後大野市	4.30	0%	5%	10～13%	15%		
由布市	4.30	0%	5%	12～13%	15%		
国東市	4.30	0%	5%	10%	15%		
姫島村	4.30	0%	5%	10%			
日出町	4.30	0%	5%	10%	15%		
九重町	4.30	0%	5%	10～13%	15%		
玖珠町	4.30	0%	5%	13%	15%		
大分県	4.30	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	4.30	0%	5%	10%	15%	20%	7～10級 10～25%

※二重線枠は、H27. 12期と比べ、新たに国・県を上回る率としたもの（青色の部分）

市町村名	役職段階別加算（H29.6期）					管理職加算 （H29.6期）
	1・2級 主事	3級 主任・主査	4・5級 係長・課長補佐	6・7級 課長	8・9級 次長・部長	
大分市	0%	5%	10～17%	17～18%	19%	9級 10% 8級 5% ※4～7級 H29.6より 廃止（H31.12まで経 過措置あり）
別府市	0%	5%	10～13%	15%	15%	
中津市	0%	5%	10%	10～15%	15%	
日田市	0%	5%	※10～15%	15%		
佐伯市	0%	5%	※10～13%	15%	15%	
臼杵市	0%	5%	10%	15%	15%	
津久見市	0%	5%	10%	15%		
竹田市	0%	5%	10～13%	15%		
豊後高田市	0%	5%	10%	15%		
杵築市	0%	5%	10～13%	15%		
宇佐市	0%	5%	13～15%	15%	15%	
豊後大野市	0%	5%	10～13%	15%		
由布市	0%	5%	12～13%	15%		
国東市	0%	5%	10%	15%		
姫島村	0%	5%	10%			
日出町	0%	5%	10%	15%		
九重町	0%	5%	10～13%	15%		
玖珠町	0%	5%	13%	15%		
大分県	0%	5%	10%	15%	20%	8・9級 10%
国	0%	5%	10%	15%	20%	7～10級 10～25%

※日田市、佐伯市については、H32.4.1から4・5級の加算割合を10%とする規則改正済み

## 2. 市町村職員の定員状況(平成29年4月1日現在)

県内市町村の職員総数は、平成29年4月1日現在で11,999人となっています。

県下市町村における集中改革プラン後の定員管理については、既に計画策定済みの団体や、現在策定中の団体などさまざまですが、各市町村が地域の実情に応じて数値目標を設定するなど、主体的に適正な定員管理に努めることが求められています。

市町村名	住基人口 H29.1.1	総職員数				人口一人当たりの職員数	
		H28 (人)	H29 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)	H28 (人)	H29 (人)
大分市	479,726	3,212	3,200	▲ 12	▲ 0.4	67.0	66.7
別府市	119,741	1,012	987	▲ 25	▲ 2.5	83.9	82.4
中津市	84,864	1,162	1,173	11	0.9	136.3	138.2
日田市	67,704	638	637	▲ 1	▲ 0.2	93.2	94.1
佐伯市	73,925	924	920	▲ 4	▲ 0.4	123.1	124.5
臼杵市	39,952	399	396	▲ 3	▲ 0.8	98.7	99.1
津久見市	18,481	226	227	1	0.4	119.5	122.8
竹田市	22,812	362	352	▲ 10	▲ 2.8	155.5	154.3
豊後高田市	23,144	310	305	▲ 5	▲ 1.6	132.8	131.8
杵築市	30,222	529	532	3	0.6	172.6	176.0
宇佐市	57,607	668	668	0	0.0	114.9	116.0
豊後大野市	37,503	744	733	▲ 11	▲ 1.5	195.4	195.5
由布市	35,069	395	396	1	0.3	111.7	112.9
国東市	29,330	737	735	▲ 2	▲ 0.3	247.4	250.6
姫島村	2,152	183	185	2	1.1	831.1	859.7
日出町	28,561	209	212	3	1.4	73.3	74.2
九重町	9,907	152	151	▲ 1	▲ 0.7	150.5	152.4
玖珠町	16,185	189	190	1	0.5	115.0	117.4
市計	1,120,080	11,318	11,261	▲ 57	▲ 0.5	100.5	100.5
町村計	56,805	733	738	5	0.7	128.0	129.9
市町村合計	1,176,885	12,051	11,999	▲ 52	▲ 0.4	101.8	102.0

「総職員数」

常勤の教育長及び、臨時職員についても勤務した日が引き続き12月を超える職員を含む。病院、消防等の職員も含む。(一部事務組合の消防職員等は除く。)

「人口一人当たりの職員数」

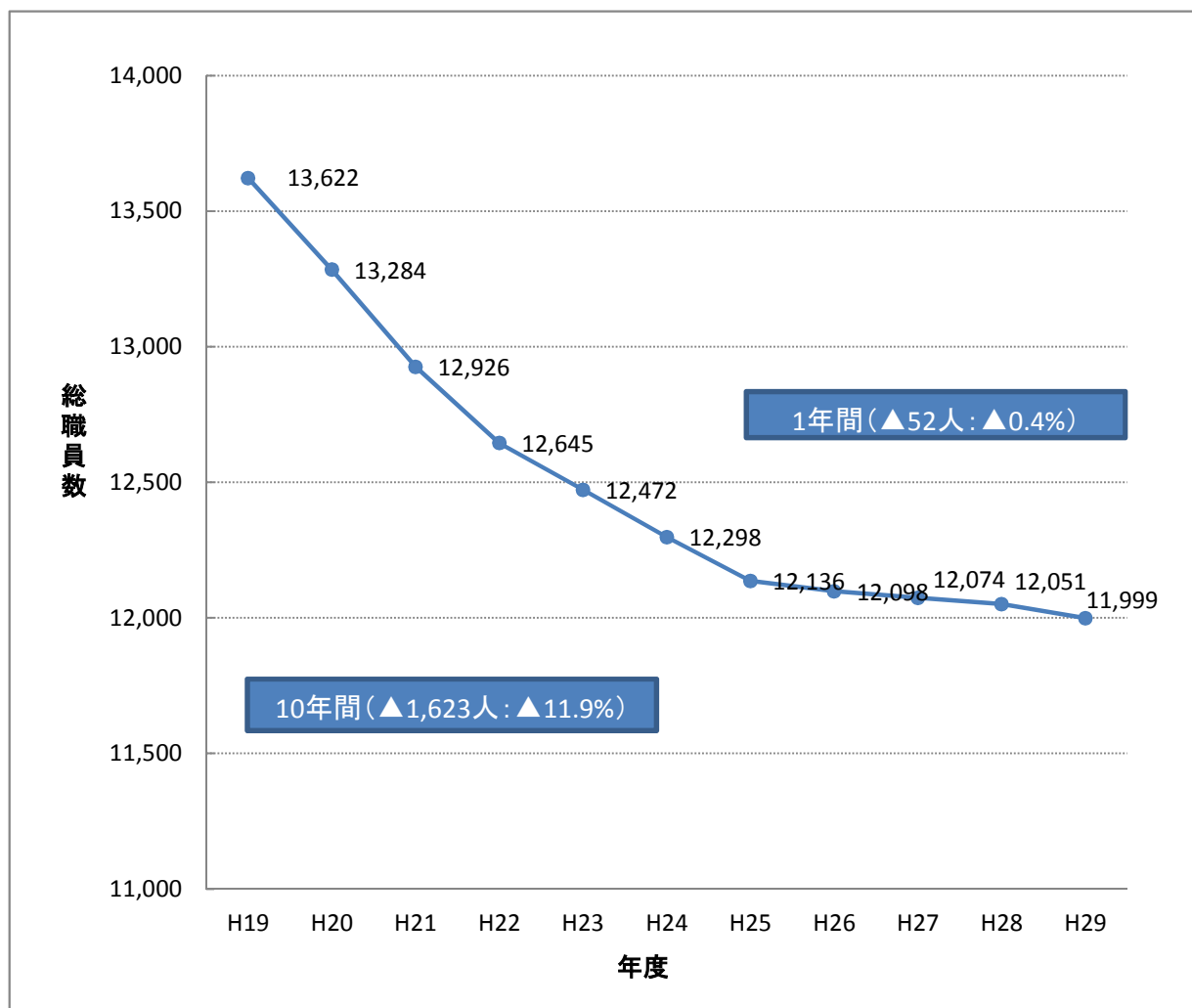
4.1総職員数を1.1住基人口数で除し、1万を乗じたもの。

## 市町村別の総職員数の推移

市町村名	職員数（人）											増減（人）	
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H29-H28	H29-H19
大分市	3,745	3,678	3,586	3,477	3,395	3,315	3,266	3,240	3,213	3,212	3,200	△ 12	△ 545
別府市	1,156	1,125	1,103	1,091	1,067	1,061	1,045	1,038	1,022	1,012	987	△ 25	△ 169
中津市	1,124	1,131	1,111	1,099	1,109	1,101	1,097	1,118	1,146	1,162	1,173	11	49
日田市	727	707	689	669	663	658	652	644	644	638	637	△ 1	△ 90
佐伯市	1,141	1,105	1,075	1,045	1,026	1,011	980	955	940	924	920	△ 4	△ 221
臼杵市	449	432	426	419	412	408	401	404	402	399	396	△ 3	△ 53
津久見市	280	270	256	247	241	236	234	226	228	226	227	1	△ 53
竹田市	495	477	460	435	429	421	410	390	378	362	352	△ 10	△ 143
豊後高田市	376	362	349	345	336	322	314	311	311	310	305	△ 5	△ 71
杵築市	535	522	505	505	502	499	494	506	527	529	532	3	△ 3
宇佐市	783	749	715	693	676	670	668	664	665	668	668	0	△ 115
豊後大野市	799	783	766	758	759	753	739	749	754	744	733	△ 11	△ 66
由布市	421	408	405	398	394	389	389	394	391	395	396	1	△ 25
国東市	829	790	753	733	734	733	727	723	720	737	735	△ 2	△ 94
姫島村	184	177	171	174	175	173	167	185	182	183	185	2	1
日出町	215	211	212	212	213	209	213	211	212	209	212	3	△ 3
九重町	162	158	151	152	151	149	151	152	152	152	151	△ 1	△ 11
玖珠町	201	199	193	193	190	190	189	188	187	189	190	1	△ 11
市計	12,860	12,539	12,199	11,914	11,743	11,577	11,416	11,362	11,341	11,318	11,261	△ 57	△ 1,599
町村計	762	745	727	731	729	721	720	736	733	733	738	5	△ 24
市町村合計	13,622	13,284	12,926	12,645	12,472	12,298	12,136	12,098	12,074	12,051	11,999	△ 52	△ 1,623
増減数(前年比)	△ 248	△ 338	△ 358	△ 281	△ 173	△ 174	△ 162	△ 38	△ 24	△ 23	△ 52	-	-

※「地方公共団体定員管理調査」より、各年4月1日現在の団体の職員数により作成。

## 大分県内市町村の総職員数の推移



(単位: 人、%)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総職員数	13,622	13,284	12,926	12,645	12,472	12,298	12,136	12,098	12,074	12,051	11,999
増減数	▲ 248	▲ 338	▲ 358	▲ 281	▲ 173	▲ 174	▲ 162	▲ 38	▲ 24	▲ 23	▲ 52
増減率	-	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 2.2	▲ 1.4	▲ 1.4	▲ 1.3	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.4

### 3. 市町村職員の勤務条件の状況

地方公務員の勤務時間、休暇等の勤務条件は、地方公務員法第24条第5項の規定により、国や他の地方公共団体の職員との権衡を考慮することとされています。

- (1) 市町村の勤務時間及び休憩時間の状況（平成29年4月1日現在）
- ・ 1週間当たりの勤務時間 38時間45分（1日当たり7時間45分） 全18団体
  - ・ 休憩時間 12時00分～13時00分 4団体
  - 12時15分～13時00分 14団体
- ※非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。

- (2) 年次有給休暇の取得状況（H28.1.1～H28.12.31 または H28.4.1～H29.3.31 の1年間）

区分	市	町村	全団体	(参考) 全国市区 町村
平均取得日数(日)	9.8	8.2	9.7	10.2

※非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。

- (3) 介護休暇の取得状況（平成28年度中）  
 介護休暇とは、職員が配偶者、父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。【無給】

【市町村】

	介護休暇 取得者数	介護休暇取得者の期間別内訳数					
		1月以内	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
男性職員	0	—	—	—	—	—	—
女性職員	4	3	—	—	—	—	1
計	4	3	—	—	—	—	1

- (4) 育児休業、育児のための部分休業の取得状況（平成28年度中）  
 育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するため、勤務しないことができる制度です。  
 部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間を超えない範囲内で、勤務しないことができる制度です。【いずれも無給】

【育児休業等の取得者数：市町村】

区分		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	平成28年度新規取得者数	10	—	—
	平成27年度以前からの継続取得者数	2	—	—
女性職員	平成28年度新規取得者数	142	10	1
	平成27年度以前からの継続取得者数	192	12	—
計	平成28年度新規取得者数	152	10	1
	平成27年度以前からの継続取得者数	194	12	0

【平成28年度中に新たに取得可能となった職員における取得者数：市町村】

区分	育児休業等対象者数	うち		
		育児休業	部分休業	育児短時間勤務
男性職員	266	7 (2.6%)	—	—
女性職員	142	137 (96.5%)	1 (0.7%)	—
計	408	144 (35.3%)	1 (0.2%)	0 (0.0%)

(5) 市町村別の1回の病気休暇の上限期間の状況（平成29年4月1日現在）

国の私傷病の場合における1回の病気休暇の上限期間は、原則として週休日等を含む連続90日となっています。

市町村名	国と同等	国より長い	備考
大分市	○		
別府市		○	180日
中津市		○	180日
日田市		○	180日
佐伯市		○	180日
臼杵市		○	180日
津久見市		○	180日
竹田市		○	180日
豊後高田市		○	180日
杵築市		○	180日
宇佐市		○	180日
豊後大野市		○	180日
由布市		○	180日
国東市		○	必要最小限度
市計	1	13	
姫島村	○		90日と明記し、国通り条例改正
日出町		○	180日
九重町	○		
玖珠町	○		
町村計	3	1	
市町村合計	4 ( 22.2% )	14 ( 77.8% )	

病気休暇は、私傷病の場合の取扱いを示す。なお、条件付採用期間中の職員等に係る病気休暇の上限期間の特例については考慮していない。



## (参考)

### ◇地方公務員の給与等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）等にその基本となる原則が規定されており、大別して「地方公務員制度全般に通ずる原則」と「給与決定に関する原則」とがあります。

#### (1) 地方公務員制度全般に通ずる原則

##### ア 平等取扱いの原則（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、採用、給与、その他勤務条件を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

##### イ 情勢適応の原則（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、この規定に基づく人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、改正が行われます。

##### ウ 均衡の原則（地公法第24条第4項）

「勤務時間その他勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされており、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、勤務条件が決定されます。

#### (2) 給与決定に関する原則

##### ア 給与条例主義（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第5項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと決定されることとなります。

##### イ 職務給の原則（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように職責に応じて、給与が決定されます。

##### ウ 均衡の原則（地公法第24条第2項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与等の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、定められています。

このような原則に基づいて、市町村においては条例・規則による給与その他勤務条件の決定を行うことが必要です。